

善監委告示第2号

平成28年2月29日付け善監委第5号で提出した平成27年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成28年4月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 大平達城

## 平成27年度定期監査（後期分）

### 監査指摘事項の取組について

#### 個別的事項

##### 【総務課指摘事項】

#### 1. 火災訓練等における消火栓の操法訓練について

庁舎における火災訓練及び消火栓の操法訓練が十分になされていない。

訓練時には、消防署の協力を得ながら消火設備の初期消火に役立つ訓練を実施された  
い。

#### 2. 各課かいの火元責任者の設置について

市庁舎管理規則第19条では、各課かいの職員から火元責任者を定める規定がある。

一方、総務課及び各課かいにおいて、その認識が共有されていない。

今後、オープンスペースに配置されている課もあることから、規則の見直しを含めた  
対応を検討されたい。

#### 3. 職員等の配置の見直しについて

平成23年4月の機構改革により、契約、広報発行、情報政策業務が総務課所管事務  
に移管されたことをはじめ、マイナンバー制度の創設による情報システムの再構築、新  
庁舎建設に係る業務、市有土地の処分及び公有財産台帳の見直し等、総務課においては、  
年々重要な業務が集中している。

こうした課の現状も要因となって、財産管理において業務の不備等が散見される。

所管している事務分掌が、より適切に処理できるためにも、非常勤職員の増員を含め  
た職員等の配置を検討されたい。

#### 4. 市公有財産規則の一部改定について

「市公有財産規則」第18条（行政財産の目的外使用）の条項において、第5号様式、  
第6号様式の標題、使用期間の限定等を改定するように検討されたい。

##### 【検討結果】

#### 1. 火災訓練等における消火栓の操法訓練について

訓練実施に向け、必要となる事項等について整理し、関係課と協議していく。

#### 2. 各課かいの火元責任者の設置について

今後、各課かいに対し、火元取締責任者及び補助者について指導を行い、火災予防意  
識の高揚を図るとともに、総務課においても火元取締責任者等の把握に努める。

### 3. 職員等の配置の見直しについて

当課の業務の現状に対する適正な人員の配置については、人事担当課と協議していく。

### 4. 市公有財産規則の一部改定について

様式の標題については、規則との整合性を図り改定する。

行政財産及び普通財産の使用期間の限定等については、地方自治法との整合性及び国や他の地方公共団体の取扱いを参考に、使用及び貸付期間について、見直しを検討する。

#### 【選挙管理委員会事務局指摘事項】

選挙立会人への報酬について

本市では、投票所における立会人及び開票所における立会人に対して、当日、報酬を渡している。

今後、報酬を口座振り込みにすることを検討されたい。

#### 【検討結果】

平成28年度から投票立会人及び開票立会人の報酬の支払い方法について、資金前渡による現金支給から口座振り込みへの変更を検討する。

#### 【市民課指摘事項】

中学生の自転車運転指導について

本市において、交通安全協会、交通指導員並びに丸亀警察署等の方々による小学校、幼稚園等で交通安全指導がなされている。

一方、自転車運転に対するマナー向上への取組みも、各小学校でなされている。

このような中、自転車運転の更なるマナー向上のためにも、中学生への指導についても配慮されることを検討されたい。

#### 【検討結果】

昨今、自転車の活用が進む一方で、自転車乗用中の交通事故、とりわけ自転車による対人事故がこれまでになく問題となっているのが現状で、小学生から高校生の若年層が事故によって負傷するケースが多くなっているのが統計上で特徴となっている。

その一つの要因としては、自転車は子どもから高齢者まで誰でも乗れる乗り物であるものの、れっきとした車両であり交通ルールの遵守が求められるが、ルールの理解不足やルールを軽視することに起因しているものと考えられる。

しかしながら、一方では、これまでも各中学校におきまして独自の取組みとして熱心にご指導いただいていたところでもある。

このようなことから、今回のご指摘を踏まえ、中学生を対象とした自転車運転のマナー向上のため、学校・家庭・地域社会が一体となった取組みを進めていくための方策について、丸亀警察署の協力のもと検討していく。

#### 【子ども課指摘事項】

子ども・家庭支援センターの行政財産の貸付について

行政財産は、公用財産（市庁舎等）と公共用財産（公園、道路等）に区分される。

この公用財産（子ども・家庭支援センター）は、子ども課、市つどいの広場（業務委託）として市の事務及び事業の遂行に使用されている。

しかし、1階の一部分をNPO法人に9年間貸付けているので、契約の終了時には、次の点に配慮して検討されたい。

- ① 行政財産の貸付は、平成18年度の地方自治法の改正により、範囲が拡大されている（逐条解説より）。

貸付けができる部分は、地方自治法施行令第169条の3（行政財産である庁舎等を貸付けることができる場合）で規定されている市の建物の床面積に市の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合である。

現況の同センターのNPO法人への貸付けは、同センター開所時から貸出されている。

しかし、その後、家庭・児童相談室の移設などがあり、子ども課の事務面積等は窮屈な状況である。今後、貸付期間の完了時には、かかる行政財産の貸出しをする理由は無いと考えられる。

- ② 市は、平成19年度から1年契約で同じ法人に行政財産（建物の一部）を貸し続けている。

同貸付契約の開始当時は、障害児通所デイサービス事業を実施している法人等が市内では無かったことが、その理由の一つと言える。

しかし、平成26年度において、実利用者が5人以上の市内の同サービス事業を行っている事業所は、3事業所となっている。そこで、西宮市の包括外部監査でも

指摘されたことでもあるが、行政財産の一部貸付けを公募するように指摘された事案があるので、本市の行政財産の貸付けについても導入する必要性がある。

#### 【検討結果】

平成18年度に、勤労者総合福祉センターを子ども・家庭支援センターに改修整備をする際に、1階の一部をNPO法人が運営する事業所として使用させるために整備を行った経緯がある。

平成29年度以降も、現在の利用形態を継続する場合は、障害児通所支援事業を実施する借受人の選定については、公募によることとする。

#### 【農林課指摘事項】

##### 1. 農業振興センターの行政財産としての目的外使用について

農業振興センターの一部を、某工事組合が10年以上にわたり使用している。

このことについて、今後、次の点に配慮して早急に対処されたい。

##### ① 行政財産の目的外使用の期間は、短期間の場合に限られている。

地方自治法第238条の4第7項の逐条解説により「通常1年を原則とし、実情に沿う場合に期間を延長することが適当である。」と規定されている。

また、丸亀市等の公有財産規則には「通常1年以内」と記載されている。

##### ② 某組合が同センターの行政財産を目的外使用している許可申請及び許可書が無い。

上下水道課が同センターの行政財産の目的外使用の申請をしている中に含まれて処理されている。

いわゆる転貸し使用となっている。

##### 2. 火入れに関する条例の許可について

本条例は、森林及び森林の周囲1kmの範囲内で火入れの許可申請がいることになっている。

一方、市内の森林近傍において火入れと思われる行為がなされている。

今後、消防署と連携し、市民に十分な周知のための広報を実施し、許可の事務処理をされたい。

#### 【検討結果】

##### 1-① 善通寺市水道事業及び善通寺市上下水道工事業協同組合への行政財産の貸し付けについては、善通寺市公有財産規則に基づき、貸付契約（貸付期間については同規

則第22条第1項第4号の規定による)を締結する。

- 1-② 善通寺市水道事業及び善通寺市上下水道工事業協同組合の各々と、貸付契約を締結する。
- 2 善通寺市火入れに関する条例の規定に基づく運用について、農業関係団体の会合時における周知や、市の広報紙への掲載による啓発を行う。

#### 【土木都市計画課指摘事項】

賃貸借契約書の支払遅延利息について

リース契約書において、支払遅延利息の条項が、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和24年大蔵省告示991号）で定める割合と違った高い利率の記載がされていた。

今後は、このような語句を記載するよう検討されたい。

#### 【検討結果】

指摘のあったリース契約書における支払遅延利息の条項について、今後は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合に基づく旨の文言の記載を行う。

#### 【上下水道課指摘事項】

##### 1. 検針事務契約書の自動更新について

地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができない。

次回の契約時には相手方と協議し、自動更新条項を設けない契約を締結されたい。

##### 2. 賃貸借契約書の支払遅延利息について

指摘のあったリース契約書における支払遅延利息の数値について、今後は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合に基づく旨の文言の記載を行う。

##### 3. 運転管理業務契約書について

浄水場の運転管理については、平成23年度から民間委託をしている。

平成26年度からの契約は、5年間の長期継続契約で契約料が2億円を超す額となっ

ている。

前回は、3年間の長期継続契約で契約料も2億円未満であった。

「善通寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」では、「工事又は製造の請負では、予定価格1億55千万円以上の契約は議会の議決がある。」と規定されている。

本契約は、これに抵触しないもの的高額な金額となっているので、今後は、3年契約とするなど、あまり高額な長期継続契約にならないよう検討されたい。

#### 【検討結果】

1. 検針事務委託契約の相手方と協議を行い、次回の契約時からは自動更新ではなく契約期間を年度単位とする内容の検針事務委託契約を締結する。
2. 指摘のあったリース契約書における支払遅延利息の条項について、今後は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合に基づく旨の文言の記載を行う。
3. 支払総額が高額となる長期継続契約については、業務内容や経済情勢等から契約期間の長短による金額的影響を十分に考慮した契約年数で長期継続契約を締結するように検討する。

#### 【会計課指摘事項】

会計課は、審査係と会計係を非常勤職員2人を含めた4人体制で業務を行っている。

近隣の市の会計課に比して、本市は正規職員数が少ない。

会計事務の重責さ、正確さを期する意味において、各係に1人の正規職員の配置は必要と考えられる。

今後、職員等の配置換えについて検討されたい。

#### 【検討結果】

当課の業務の現状に対する適正な人員の配置については、人事担当課と協議していく。

#### 各課共通事項

土地の賃貸借長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従

い、これをしなければならぬ。」と規定されており、いわゆる自動更新条項をもうける  
ことができないことになっている。

次回の契約時には賃借料の見直しも含めて、相手方と協議し、契約を締結されたい。

**【検討結果】**

長期継続契約書に自動更新条項の入っているものについては、賃料等の見直しも含め  
て次回契約更新時に相手方と協議し改めて契約を締結する。